

(新) 電気電子機器のリユース・リペア推進事業費

16百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

電気電子機器の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関して、製品の適正な継続使用の促進を通じた廃棄物の減量化については、より一層の促進が必要である。

本事業は、電気電子機器の適正なリユースの促進に向け、リユース取扱の高度化及び製品のリペアを通じたリユース促進事業を展開するものである。

2. 事業計画

電気電子機器の適正なリユース促進事業

- ・使用可能なリユース品に関する実態調査
- ・家電リユースに関する意識調査
- ・リユース品情報に関するモデル事業
- ・省エネ型製品リユース推進事業

電気電子機器のリペア促進事業

- ・家電小売店による修理相談モデル事業
- ・電気電子機器リペアマイスター(仮称)の認定・普及啓発

3. 施策の効果

リユース取扱の高度化及びリペアを通じた廃棄物のリデュース及びリユースが促進される。

循環型社会構築に向けた優良なリユース業者の育成が期待される。

地域内における家電小売店の「町医者」的機能の拡充や、商店街をはじめとする地域の活性化が期待される。

4. 備考

電気電子機器のリユース・リペア推進事業 16百万円

(目) 環境保全調査費(民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

電気電子機器の適正なリユース促進事業

6百万円

電気電子機器のリペア促進事業

10百万円

電気電子機器のリユース・リペア推進事業

これまでの課題

- 家電リサイクル法に基づくリサイクルは一定程度進展
リデュース・リユースに向けた効果的な施策が十分実施されておらず
- 多くの家電小売店が「家電製品エンジニア」等のリペアに関する資格を保有
資格に裏打ちされたリペア技術が地域内で十分活用されておらず

施策の概要

➤「繰り返し、使う。」推進運動

- ・小売業者及び製造業者等と連携し、まだ使用可能なリユース品に関する実態を調査
- ・一般消費者及びリユース品ユーザーを対象に、リユースに関する意識を調査
- ・故障情報の整備やリユース品に係る情報提供を通じ、リユース品の透明性を確保するためのモデル事業を実施

➤「直して、使う。」推進事業

- ・自治体と域内の家電小売店が連携し、修理相談を整備するとともに、修理に係る初期診断等を実施
- ・市町村が電気電子機器リペアマイスター(仮称)を認定し、広報等で周知することにより、認定小売店が地域内において存在感を発揮

電気電子機器廃棄物のリデュース・リユースの促進
地域内における家電小売店の『町医者』的機能の拡充